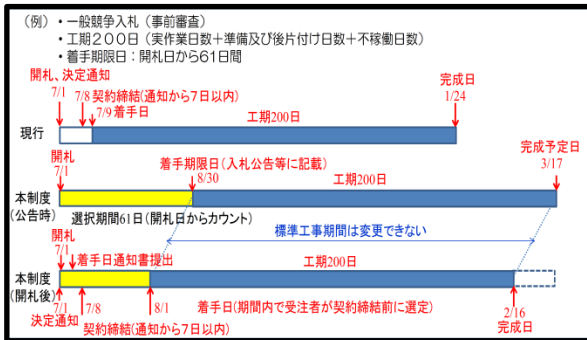


静岡市建設工事に係る着手日選択制度



平成28年6月1日 試行開始

平成29年4月1日 本格実施開始

■制度の概要

静岡市が発注する工事において、開札日から30日以上90日以内で発注者が設定した着手日選択期間内で、受注者が着手日を定めて契約締結することができる制度

■平成28年度発注件数 41件

(※平成29年3月集計結果)

1 着手日選択制度のメリット

本制度は、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資機材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図ることを目的としています。

1. 業者の受注機会の増加
2. 不調不落の削減
3. 技術者、建設機械などを有効活用

■着手日選択制度ではない場合

A工事(手持ち工事)の受注者は、重複期間があるため、技術者等がない時は、B工事(着手日選択制度ではない工事)を**受注できない**。

A工事(手持ち工事)

重複期間

B工事(着手日選択制度ではない工事)

■着手日選択制度の場合

A工事(手持ち工事)の受注者は、重複期間があるが、この期間はB工事の着手日選択期間(余裕期間)であり技術者等の設置が不要なため、例えば技術者等がない時においても、B工事(着手日選択制度適用工事)を**受注できる**。

A工事(手持ち工事)

重複期間

資材、労働力の確保準備期間

選択期間

B工事(着手日選択制度適用工事)

2 対象工事

(1)(2)を満足する工事は積極的にこの制度を採用して平準化に努める。

(1) 標準工期に、開札日から着手期限日までの期間を加算した期間が、発注年度を超えない工事

(2) 債務負担行為等により年度をまたぐ工事は、工事施工課と契約課との協議により合意を得た工事

<資料> 静岡市建設工事に係る着手日選択制度実施要領 ダウンロード (H29.4~)